

京都市はり紙等違反広告物除却活動員

京(みやこ)・輝き隊 随時受付中

●「京(みやこ)・輝き隊」とは

電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物は、京都の良好な景観を損ねています。市民の皆様のご協力のもと、市内から違反広告物をなくそうと、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委嘱した市民ボランティアの名称です。京都市の良好な景観の維持の一翼を担っていただきます。

●どんな活動をするの・・・

道路敷地内にある電柱、街路樹、横断防止柵など、京都市の条例により広告物の掲出が禁止されているものに取り付けられた、はり紙、はり札、のぼり旗、立て看板について除却活動を行っていただきます。

●活動できる方

次の条件を満たす方です。

- 1 市内に居住又は通学若しくは通勤する18歳以上の方で構成する3名以上の団体
- 2 市主催の講習会等を受講し、除却活動に必要な知識を習得した方

●登録から活動開始までの流れ

1 認定申請書の提出

グループの代表者の方から、「認定申請書（1号様式）」及び「構成員名簿（2号様式）」を市へ提出してください。

2 講習会の受講

認定申請書の提出後、市が開催する講習を受講していただきます。除却活動に必要な法律の知識や、違反広告物の具体事例等を学んでいただきます。

3 認定書及び身分証明書の交付

市から認定書及び身分証明書を交付します。身分証明書は、市長から除却権限が委嘱されていることを証明します。活動の際は身分証明書を携帯してください。

4 活動の開始

市に「はり紙等違反広告物除却計画連絡書（第7号様式）」を提出して、活動してください。活動終了後には、「はり紙等違反広告物除却報告書（第8号様式）」を提出してください。

京(みやこ)・輝き隊 Q & A

Q 1 どんな広告物を除却するの？

A 1 京都市の条例で広告物の掲出が禁止されている物件（電柱、街路樹、公衆便所、ガードレール及びアーケードの支柱等）に取り付けられた、はり紙、はり札、のぼり旗、立て看板等です。



活動の様子

Q 2 活動に必要な道具はどうすればいいの？

A 2 市が除却活動に必要な用具を貸与いたします。
貸与する物品は、①軍手、②スクレイパー、③ニッパー、④ホウキとチリトリ、⑤シール剥がしスプレー、⑥ゴミ袋 です。

※ 貸与に当たり、「はり紙等違反広告物除却計画連絡書（第7号様式）」を提出してください。数に限りがありますので、希望どおりお渡しできない場合があります。

Q 3 活動中にケガをした時は？

A 3 活動中の万一の事故に備え、「京・輝き隊」の皆さんには、ボランティア保険に全員加入していただきます。保険料の負担及び加入手続は全て市で行います。

Q 4 除却した広告物は捨てていいの？

A 4 はり紙を除き、はり札、のぼり旗、立て看板等は財産保護のため、一定期間保管することが法律で義務付けられています。一時的に保管していただき、後日、市が回収に伺います。

Q 5 どのくらい活動すればいいの？

A 5 活動は各自で計画していただき、無理のない範囲で活動してください。活動の前後には計画書と報告書を市へ提出していただきます。

<お問い合わせ先>

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

TEL : 075-222-4138 FAX : 075-251-2877

メールアドレス : okugai@city.kyoto.lg.jp